

令和6年度10月分(12月支給分)から 児童手当の制度が変わります!

【制度改正の内容】



1. 支給対象年齢が拡大されます

【改正前】

15歳年度末(中学校卒業月)



【改正後】

18歳年度末(高校卒業月)まで

2. 収入に関係なく支給されます

所得にかかわらず児童手当を受給できるようになります。

※児童手当の受給者は児童の主たる生計維持者で、一般的に父または母の所得が高い方です。

※所得上限限度額以上となり児童手当・特例給付を受給していない方は、手続きが必要です。

※児童手当の受給者となる人が公務員の場合は職場での受給となりますので、職場へ確認をお願いします。

※児童手当の受給者となる人が上島町以外に住民登録している場合は、住民登録地へ確認をお願いします。

3. 支払月が変わります

【改正前】 6月、10月、2月の年3回

支給月	6月支給				10月支給				2月支給			
対象月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月



【改正後】 偶数月の年6回

支給月	4月支給		6月支給		8月支給		10月支給		12月支給		2月支給	
対象月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

※令和6年12月支給より変更になります。

裏面に続きます

4.3人目以降のお子さんの支給額が増えます

これまで多子加算の対象となる年齢は高校生年代(18歳になる年度の3月末まで)までとなっておりますが、改正後は、大学生年代(22歳になる年度の3月末まで)に拡大されます。

(例)20歳、17歳、10歳の3人の児童を養育している場合

【改正前】

20歳の子は含まれない



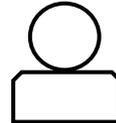
(支給対象外)

17歳児童を第1子



(支給対象外)

10歳児童を第2子



支給額:10,000円

=月額 10,000円



【改正後】

20歳の子を第1子



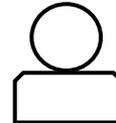
(支給対象外)

17歳児童を第2子



支給額:10,000円

10歳児童を第3子



支給額:30,000円

=月額 40,000円

5.支払通知書(はがき)の廃止

支払の直前にお送りしていた支払通知書(はがき)が廃止となります。支払日以降に通帳の記帳などにより振込をご確認ください。

【制度改正後(2024年10月分からの)の支給月額】

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき月額 15,000円	1人につき月額 10,000円
第3子以降	1人につき月額 30,000円	大学生年代のお子さんから年齢順に 1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、月額 30,000円となります。

【問合せ先】 上島町役場 弓削総合支所 住民課 TEL:0897-77-2503
生名総合支所 町民生活課 TEL:0897-76-3000
岩城総合支所 町民生活課 TEL:0897-75-2500
魚島総合支所 町民生活課 TEL:0897-78-0011